３．大規模行為における重点地域ごとの視点場と眺望・景観形成基準等

３－４．熊本駅周辺地域

３－４－１．視点場ⓐからⓒの眺望範囲※内での行為か。

□該当する（下表の左欄の視点場に☑を入れ、眺望の保全・向上の考え方への適合を確認後、右欄に（☑）して下さい）

□該当しない（３－４－２へ）

（※景観計画第２章第２節３（２）重点地域の景観形成方針 熊本駅周辺地域「③視点場と眺望」参照P５５～５７）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 視点場 | 眺望の保全・向上の考え方 | ☑ |
| □ⓐ熊本駅白川口から白川橋方面への眺望 | 視点場から見える建築物の壁面は、地域で推奨する色彩（景観形成基準　第３章P97）を使用し、屋外広告物の掲出を控えます。 | □ |
| □ⓑ熊本駅白川口から北東方面への眺望 | 視点場から見える建築物の壁面は、地域で推奨する色彩（景観形成基準　第３章P97）を使用し、屋外広告物の掲出を控えます。 | □ |
| □ⓒ熊本駅白川口から南西方面への眺望 | 視点場から見える建築物の壁面は、地域で推奨する色彩（景観形成基準　第３章P97）を使用し、屋外広告物の掲出を控えます。 | □ |

３－４－２．景観形成基準

下表の景観形成基準への適合を確認後、右欄にチェック（☑）して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | ☑ |
| 基本事項 | ・視点場からの眺望の保全・向上に努め、必要に応じて景観シミュレーション※１を作成し、景観影響を確認すること。※１　現況写真をもとに計画建物等の完成予想図を合成し、実際に建設した様子に近い景観を観察し、その景観上からの影響を評価するもの | □ |
| ・本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（第２章第２節 P53～P57）の内容を確認すること。 |
| 位置・形態 | ・「熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド」（P153）を参考とすること。 | □ |
| 色彩・材料 | ・樹木との関係に配慮し、地域の雰囲気を損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。ただし、「地域で推奨する色彩」以外を使用する場合は、景観シミュレーションを作成し、事前協議すること。 | □ |
| ・歩道部分の舗装に用いられるブロック等や街路樹の緑の色彩を意識し、それらと調和する色彩計画となるように努めること。 |
| ・対比効果の大きい色彩（色相・明度・彩度）の組合せは避けるように努めること。 |
| 敷地の緑化 | ・沿道土地利用によって創出されるオープンスペースを活用して、緑化に努めること。 | □ |